

現状に即した憲法改正 トルドー首相が提案

し働く自由、不当な捜査や逮捕に対する
権利などが、改めて保障される。

国会議員団がカナダ訪問 トルドー首相らと会見

編集後記

カナダの基本的憲法である「英領北アメリカ条約」が定められてからすでに一一一年。連邦としてのカナダは、その間に多くの変遷を遂げ、カナダをとりまく内的、外的環境も大きく変わって、同条約はもはや現在の状況に合わなくなつたとの意見が強い。そこで、ケベック州民の不満、西部カナダの疎外感、経済問題を悪化させているいくつかの要因、地域間較差などに対応し、カナダ連邦の統一と再生を図るため、連邦政府は次の諸点を骨子とする憲法改正を、議会に提案している。

一、前文と国家目的の表明

前文では、平等と相互信頼に基く連邦において共存し、また将来を共有する国民の意思を確認し、民族の多様性を受け入れ、先住民に敬意を表し、また英語系カナダと仏語系カナダのもつ伝統と変革を歓迎する。

カナダ連邦の目的としては、基本的人権の保護、国民の意思と合意に基づく政治、自由、安全、生活を享受する個人的権利の保障、英仏両語の同等性の保障、多様文化主義の存続、地域較差の解消およびすべての国民に対する社会正義と経済的機会の追求、などを上げている。

一、人権および自由憲章

これまでいろいろな法令に記されてい基本的権利や自由を、改めて憲法によつて保障する。さらに、英仏語の使用に関する権利や良心と思想の自由、移動の自由といかる州においても財産を所有

トピックス

し働く自由、不当な捜査や逮捕に対する権利などが、改めて保障される。

一、連邦院

地域および州の利益を代表する機関として、現在の上院に代わる、連邦院を創設する。連邦院の構成は、上院より西部諸州および大西洋諸州からの代表を多くして、全体のバランスをとる。連邦院は法案を最高二ヶ月間遅延させるなどの权限をもつ。

一、最高裁判所

現在一片の法令によって定められているだけの最高裁に、憲法によって確固たる地位を与え、特に人権および自由を守る砦としての立場を強化する。

一、連邦機構の改革

カナダの元首としての女王の立場は変わらないが、カナダにおいて女王を代表する総督の権限は憲法に依拠することとする。また議会は両院と総督をもつて構成され、法案は総督の名によって裁可される。総督に助言する枢密院は国務院と改称する。國務院のメンバーのうち首相およびその閣僚からなる内閣について、その職務を憲法で規定する。連邦・州首相会議について規定する。

一、象徴

国旗、国歌（オ・カナダ）、国王歌（ゴッド・セイブ・ザ・クイーン）女王万歳、モットー（「海から海へ」）を憲法で認証する。

新駐加大使に須磨氏

一九七五年以来駐加大使をつとめた奈良靖彦氏の後任に、駐タンザニア大使、駐マレーシア大使、外務省大阪連絡事務所長を歴任した須磨未千秋氏が就任した。東京都出身。六〇才。



写真はトルドー首相を訪問した一行。左から奈良(前)駐カナダ大使、依田実(新自由クラブ)、トルドー首相、前尾繁三郎(自民党、日加友好議員連盟会長)、田沢吉郎(自民党)、笹山茂太郎(自民党)、宮田早苗(民社党)の各氏。

前尾繁三郎・前衆議院議長を団長とする国会議員代表団が、七月七日から一週間にわたってカナダを訪問し、

トルドー首相、ラボワント上院議長、ジエローム下院議長らと会って友好を深めた。

一行のカナダ訪問は親善と政治体制の調査が主目的で、連邦議会だけでなく、州議会も訪れて、連邦制度のあり方を視察した。

○日本では、塾や受験制度を中心に、久しく教育問題が大きな関心を呼んでいます。そこで、カナダの教育事情はどうなっているか、カナダ在住の三人の方にそれぞれの立場から書いていただきました。

○小学校四年生（九月から五年生）の息子さんの体験をふまえてブリティッシュ・コロニビア州の学校風景や教育内容などについてまとめていたいた松本さんは、東京女子大学の出身で、インディアナ大学の比較文学で研究されたあと、プリンストン大学などで日本語を教えてきました。現在は、ブリティッシュ・コロニビア大学の日本語講師をされています。

○アルバータ大学の藤永教授には、教師の立場から同大学の制度や学生について書いていただきました。藤永教授は、かつて「アメリカン・インディアン史」（朝日新聞社刊）を著し、また講談社「文化誌・世界の国」シリーズの「カナダ・アラスカ」編で詳しくカナダを紹介しておられるほどのカナダ通です。○道智さんは筑波大学を卒業後、昨年カナダ外務省の奨学金を得てヨーク大学の大学院に入学しました。専攻は社会学です。彼女には、大学院の学生生活について報告してもらいました。

○前号に「カナダの生活の中から」と題して書いていた川村さんは、河村さんの間違いました。お詫びして訂正します（吉田）

本紙中の意見や見解は、必ずしもカナダ政府またはカナダ大使館の考え方を表わすものではないことをお断わりします。転載の際は、できるだけ出典を明らかにして下さい。なお、ご意見やご希望は左記の住所にご連絡下さい。